

4月1日から

# 後期高齢者医療制度が始まります。

高齢者のうち、75歳以上の人を「後期高齢者」といいます。

4月1日から「後期高齢者医療制度」（別表）が始まります。被保険者には、3月中に保険証を送付します。また、保険料は、原則として4月の年金支給分から、徴収が始まります。



## \*保険証を送付します\*

被保険者には、3月中に「後期高齢者医療制度」の保険証を送付します（手続きの必要はありません）。4月1日以降、医療機関など受診の際には、新たな保険証を使用してください。これまでの国民健康保険や被用者保険などの保険証および老人保健医療受給者証は使用できません。5月以降に誕生日を迎えて被保険者になる人は、被保険者になる月の前月に保険証を送付します。

（別表）後期高齢者医療制度の主な概要

対象者（被保険者）	75歳以上の人および一定の障害がある65歳以上の人
保険証	一人に1枚、新しい保険証を送付します。
保険料	被保険者全員が納付。原則として年金から徴収します。
負担割合	医療費の自己負担は1割、現役並み所得者は3割です。
制度運営	福岡県後期高齢者医療広域連合（県内全市町村が加入）
市町村の役割	申請や届出の窓口業務。保険料徴収業務。



## 保険料の徴収が始まります

保険料は原則として年金からの天引きとなりますが、年金額などに応じて次の2通りに分かります。

- ① 年金額が18万円以上で、かつ、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1以下の人  
 ……4月以降、年金支給期（年6回）に年金から天引きされます。ただし、次のア～ウに該当する場合は、7月～9月は納付書で納付し、10月以降は年金から天引きされます。  
 ア 被用者保険の被保険者本人であった人  
 イ 一定の障害がある65歳以上74歳以下の人（障害を事由として後期高齢者医療制度の対象となる人）  
 ウ 保険料の算定の基礎となる所得の申告が行われていない世帯に属する人
- ② ①以外の人  
 ……7月以降、9回に分けて納付書または口座振替で納付します。

※ 被用者保険（政府管掌および組合管掌保険、船員保険、共済組合など。国民健康保険は該当しません。）の被扶養者であった人については、

特例措置として、9月までの保険料の徴収はありません。

## 障害を事由に老人保健の適用を受けている人は選択ができます

一定の障害がある65歳以上74歳以下の人で、現在、老人保健の適用を受けている人は後期高齢者医療制度の対象になりますが、申し出により後期高齢者医療制度の被保険者にならない選択ができます。

後期高齢者医療制度の、被保険者になるかなら



### 電話などでの問い合わせ窓口（コールセンター）を設置します

後期高齢者医療制度や保険料にかかる電話などでの問い合わせ窓口（コールセンター）を、3月10日から10月末まで、福岡県後期高齢者医療広域連合に設置します。新しい制度についてのご不明な点など、お問い合わせください。

#### 福岡県後期高齢者医療広域連合コールセンター

受付時間 8:30～17:30（土、日、祝休日を除く）  
 ☎ 651-3111  
 FAX（言語、聴覚などに障害がある方用）651-3901

合併研究会だより「みんなで考えよう まちの未来」は、糟屋6町合併研究会事務局の都合により、当分の間休止します。